

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H26.10.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	718540	海士江簡易郵便局		熊本県八代市上野町3 5 9 8 - 2					×			
H26.10.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	727910	下簡易郵便局		大分県杵築市山香町下2 6 4 4 - 2					×			
H26.10.1	契約解除	変更前	営業所	737200	永久津簡易郵便局		宮崎県小林市北西方4 5 2 1	-				×			
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.10.1	契約解除	変更前	営業所	748240	乙植木簡易郵便局		福岡県糟屋郡須恵町植木1 7 4 7 - 1	-				×			
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.10.1	業務変更	変更前	営業所	827560	那倉簡易郵便局		福島県東白川郡塙町那倉日向1 1 0					×			
		変更後	郵便局	827560	那倉簡易郵便局		福島県東白川郡塙町那倉日向1 1 0								
H26.10.1	契約解除	変更前	営業所	857680	中渡簡易郵便局		山形県最上郡鮭川村中渡5 7 6 - 1					×			
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.10.1	業務変更	変更前	営業所	857890	高壇簡易郵便局		山形県新庄市十日町9 2 2 - 4	-				×			
		変更後	郵便局	857890	高壇簡易郵便局		山形県新庄市十日町9 2 2 - 4	-							
H26.10.1	契約解除	変更前	営業所	947490	函館大学内簡易郵便局		北海道函館市高丘町5 1 - 1	-				×			
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26.10.1	改称	変更前	郵便局	971740	日ノ出郵便局	-	北海道旭川市東旭川町日ノ出2 7 3	-							
		変更後	郵便局	971740	旭山動物園前郵便局	-	北海道旭川市東旭川町日ノ出2 7 3	-							
H26.10.6	移転	変更前	郵便局	005430	足立花畑五郵便局	-	東京都足立区花畑5 - 1 4 - 1	-							
		変更後	郵便局	005430	足立花畑五郵便局	-	東京都足立区花畑5 - 1 2 - 8 2	-							

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考	
H26.10.27	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		変更後	郵便局	403380	彩都西郵便局	-	大阪府茨木市彩都やまぶき1-2-23	-							-	
H26.10.27	移転	変更前	郵便局	700840	屋富祖郵便局	-	沖縄県浦添市屋富祖2-3-1	-							-	
		変更後	郵便局	700840	屋富祖郵便局	-	沖縄県浦添市宮城6-1-20	-								-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「」、実施しない業務には「x」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。